

○会長 それでは、定刻になりましたので、第8回補助金適正化審査会を始めさせていただきます。

まず、昨晩は大変な雨で、被害に遭われた方や、職員の方の中でも救援とかでいろいろお疲れの方もいらっしゃるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、前回同様に進めてまいりたいと思いますが、最初に、第4回、第5回の会議録の確認を行いたいと思いますけども、事務局の方からお願いします。

○財政課長 第4回、第5回の会議録の確認。

○会長 既にお送りさせていただいているということですので、ご確認いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、第4回、第5回の会議録を確定ということで、議事の方に入ってまいりたいと思いますが、今まで同様に審査を進めてまいりたいと思います。

きょうは、団体の73番から始まりまして、20件ほどございますので、それではいつものように、団体の73番についてご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 団体73番、まちづくり助成金、団体の74番、まちづくり協議会運営費補助金について説明。

○会長 最初の73番につきましては、これは区民やグループが提案してきて、それを審査する形で進めているということになっていると思うんですが、そういう意味では、最初に提案してきた段階で審査をし、終わった後も、個別の活動について、活動報告会や、報告書を提出するという形でチェックがかかっていると考えてよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長 最初の段階で、審査の段階で補助額を補助しますということを決めまして、報告会でその内容を見まして、それで適正と思えば最初の申請額を支給するという形で行っております。

○委員 助成に当たって、外部審査会を経て行っているとのことですので、継続して差し支えないように考えております。

それから、活動の成果を公表する際には、区民の関心や貴重な活動実態を広くPRしていくことが大切でございますが、ホームページや広報などで掲載されるよう望みたいと思っております。

○会長 活動の成果は、具体的にはどういう形で公表されたり、PRされたりしているん

でしょうか。

○まちづくり推進課長 報告書を冊子にしまして、希望の方に配付するという形をとっております。

○会長 実際に、申請団体が数としてはどれぐらいあって、例えば審査をして、すべてを通すのではなく、幾つか通らないとか、そういうようなこともあるんでしょうか。昨年度の実績など、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長 以前は、大分、申請団体が多かったんですが、最近はちょっと少なくなりまして、16年度では8団体が申請で、その8団体ともに助成を認めたということです。その前、15年度では16団体の申請がありまして、13団体に助成をしたということになっております。

○会長 いかがでしょうか。

73番につきましては、このまちづくり助成金という形で、これで一つの補助金の制度になっているんですけども、いろいろなタイプのものがその団体から出されてきてということで、毎年それが、中身が変わっていくことになろうかと思えますけれども、こういう仕組み自体は非常に重要な仕組みだと思うんですが、その一方で個別の中身、一つ一つのものがなかなか把握しづらくなるという面もないわけではないですので、先ほど委員の言われたように、個別のものについて毎年度どういう活動がなされて、どういう成果を得たかというのを明確に公表していくということは必要になってくるかなというふうに私は思いますが、ほかに何かございますか。74番についてもお願いしたいと思えますが。

○委員 74番ですけれども、久我山まちづくりの会が国のモデル事業になったということですが、国のモデル事業になったときの補助と、区が単独でやっているときの補助の内容の程度というのはどのくらい違うのかというのを教えていただきたいんですけど。

○まちづくり推進課長 国の都市再生モデル事業で該当した場合、600万円ほどの補助金を調査費という形でもらえます。区の補助金と国の都市再生モデル事業の金額とは、大幅に金額が違っております。したがって、地元のまちづくりの会としては、都市再生事業で、分厚い冊子をつくったんですが、その事業でやりたいという意向でございました。

○会長 相当に違いがあるということですけど、まあ、逆にそれだけインセンティブがあるので、そちらの方に、より通りやすく頑張るということにもなろうかと思えますけれども。ほかにいかがでしょうか。

○まちづくり推進課長 区ですと10万円ぐらいですが、国の都市再生モデル事業ですと

600万円でしたので、全く金額的には相違があったということでございます。

○会長 この助成を受けている成田西3丁目町づくりの会ですか、補助金依存率が32%ということですから、この収支決算の見方がちょっと私はよくわからないところがあるんですけれども。こちらの助成金で10万円ですけれども、会費とかそのほか、何といたしますか、自主的なものに11万円ほど、昨年度はあるようですよ。支出の方を見ますと、11万七千幾らとなっているんですけれども、この支出の分というのは、この助成金の対象となったところだけなのか、それとも、対全体なのか。つまり、会の支出として独自の会費等だけでは賄い切れない部分があるのかもしれないかもしれませんが、団体の財政上の自立度はかなり高いかなとも思えるところがあるろうかと思えますけれども、この点どのようなことでしょうか。

○まちづくり推進課長 この後ろに記載されている内訳は、助成対象になるという費目の部分だけを抜き出していただきまして、項目の費目も指定しているものですから、そういうのだけを抜き出してもらっています。あとは、会の方の会費という形でやっているということですよ。

○会長 これ以外にもいろいろ支出はあるということですね。

○まちづくり推進課長 はい。

○委員 74でございますけれども、3団体と協議会の数が表示されているわけですが、現在は成田西3丁目だけということでございますか。ほかの姿がちょっと見えていないんですけれども。

○まちづくり推進課長 はい。16年度において支給しているのは、成田西だけということになっています。

○委員 今後、2団体がふえるだろうということですね。

○まちづくり推進課長 そうです。

○委員 それと、73に戻らせていただきますけれども、上の方、補助限度額が10万円とありまして、まちづくり活動の団体が15団体のうち、今、現在は8団体とおっしゃられましたか。

○まちづくり推進課長 16年度の実績で8団体となります。

○委員 8団体。それで、今年度は15団体を。

○まちづくり推進課長 予算上は15団体分いただいているんですが、ことし申請は5団体でした。

○委員 5団体ですね。そうしますと、上限の10万円は、5団体であれば、もちろん活動の内容にもよりましようけれども、支給されると。

○まちづくり推進課長 はい。申請額が上限で出てくれば、10万円ずつ出ていくという形にはなります。

○委員 事務事業評価表を見ると、他課の助成制度との調整も必要というような記述があるんですけども、具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長 活動助成の方かと思いますが、いろんな団体活動の中でほかにNPOですとか、みどりの関係ですとか、いろいろな補助制度が後でできてきています。両方をもらうということはできませんので、どちらかをもらっていただくというような形で、調整させてもらうという形です。

○会長 実際、複数に出して、通ったものをとるとか、そういう形になったりもするんでしょうか。

○まちづくり推進課長 いや、やっぱり団体さんの方も考えておられて、そこらをきちんと、今回はこういう事業でということで、希望の方に申請されます。

○会長 あと、何か申請する団体の数が減っているようなお話でしたけれども、それは、例えばほかの課の類似のものといいますか、こういう提案型の補助金があるということとも関連があるのかどうかという点はいかがでしょう。

○まちづくり推進課長 若干そういったこともあるかなと思っている部分があります。それと、幾つか、この団体活動の中からちょっと成長して、NPOになったとか、そういうこともあって、ここに出てきているのはちょっと減ってきたなということです。

○会長 補助限度額自体が10万円なので、ある程度大きくなると、ちょっとこれでは物足りないということになってくるのかもしれないですね。それはそれでいいことなのかもしれませんが、ただ、こういうようなタイプのものは、ある程度競争性があって、よりいいものが出てくるという面もあるでしょうから、より多くの申請が出てくるような環境をつくっていくということも必要になってこようかと思しますので、そこら辺どう考えるかということはあるかと思えますね。ほかにいかがでしょうか。

若干、今出てきたような留意点はございますが、趣旨としては、この補助金については大体よろしいのかなと思えますが、よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次に順番が少し飛んで、77番、それから78番、79番と、続けてお願い

できませんでしょうか。

○事務局 団体の77番、下井草駅総合改善事業費補助金、団体の78番、西永福駅総合改善事業費補助金、団体の79番、鉄道駅エレベーター等整備事業補助金について説明。

○会長 はい。ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。三つ一緒にやらせていただきましたが、77と78は国の方の事業で、79は、都との事業ということになりますか。

○事務局 都が50%区の方に負担をして、全体のスキームとしては、直接、国から鉄道事業者に3分の1、鉄道事業者が3分の1負担、それから、自治体が3分の1負担で、その3分の1負担を都と区で分担したという形になります。

○委員 この交通エコロジーモビリティ財団というのは、どういう財団なんですか。

○拠点整備担当課長 国土交通省の外郭団体の一つでございます。設置の理由は、鉄道事業者等に直接補助ができないものですので、ある団体経由で、そこが事業者になって事業をやるということです。したがって、行政側それから鉄道事業者側がそれぞれその部分に負担を、補助をしていくという形になってございます。

○事務局 79番も、通常、補助金の要綱は鉄道事業者になっていたのですが、今年度の高井戸駅だけ、国との調整の中でこの交通エコロジーモビリティ財団を使うスキームということに急遽変わりました、この審査表をつくっている中ではまだ検討中だったものから反映されていないんですが、そこだけ変わってきております。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○委員 例えば79番でございますけれども、これを見ますと、都から50%、区から50%で、その下は17年度の5,844万円というのは、これは区だけの負担になるんですか。これを両方で分けるということですか、都と区で。

○事務局 これは都と区の分を含めて、区からの歳出としてこの5,800万円ほど支出しまして、都からの支出金として、区にこの半額が入ってくるというものでございます。

○委員 都が半額。そうですか。わかりました。

○会長 今までのこの補助金審査表の書き方として、今みたいに、この都から入っている分が込みで書かれている場合と、別の場合もありましたかね。

○委員 それがちよっとおかしいところがある。

○会長 その場合、何か括弧書きで書いてあったりとか、いろいろあったかと思っておりますので、記述の仕方を統一していただければなとは思いますが。この補助金そのものについて

は、よろしいでしょうか。

○委員 私は問題ないと思いますが。

○会長 はい、ありがとうございます。

○委員 77でございますけれども、下井草駅整備株式会社という、こういう会社がやはり存在しているんですか。例えば、この下井草というのは、これは何線になりますか。

○拠点整備担当課長 西武新宿線でございます。株式会社は杉並区と西武鉄道が50%ずつ出資した会社を設立してございます。

○委員 この総合改善事業に対しては、一応こういう整備株式会社という名称にして立ち上げたということでございますね。

○拠点整備担当課長 そうです。国の補助事業の要綱がございまして、その中に駅舎部分に関しまして、事業者と行政が協働した会社をつくって、事業を推進するというふうになってございます。したがって、その際に、先ほど言いましたけれども、杉並区と西武鉄道で半々の出資の株式会社を設立したということでございます。

○会長 よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 では、次に移らせていただきます。番号は戻りまして、75番をお願いします。

○事務局 団体の75番、高齢者アパートあっせん事務費補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 アパートあっせんに係る情報提供実績が年間約50件と書いてございますけれども、すべての入居に至っているのかどうか、お聞きしたいなと思っています。いわゆる入居の実績ですね。いかがでしょうか。

○住宅課長 あっせん自体は、大体100件から120件を、申請は100件から120件受けております。50件ほどのあっせんをしまして、平均すると大体50件程度成立しているということでございます。

○委員 補助団体が社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部ということですが、ちょっと私の記憶だと、不動産業というのは、二つ協会があったと思うんですが、その場合、これ、片方の協会にしか加盟していない不動産業しかあっせんしないということになってしまうと思うんですが。そうすると、一部の不動産業しかあっせんしないということでしょうか。

○住宅課長 ちょっとそこまで把握していないんですけど、ただ、大きな団体で、ほかに

加盟していない大手の不動産業者というのは確かにあると思うんですが、一応民間事業者の一つの団体にあっせんをお願いして、それでそれなりの成果を上げているということでございます。

○委員 あと、アパートを所有する者の協力を得ると、不動産業だけではなくて、アパート所有者ということも挙がっているんですけども、アパート所有者の協力者というのはどのくらいいるんでしょうか。

○住宅課長 アパート所有の方の提供は、年度で言うとはらつきがあるんですが、年間で10件から二、三十件あります。それによって成立するのが、やはり10件から四、五件というところでございます。

○会長 よろしいでしょうか。補助金の予算額・決算額はずっと同じような形で動いていますが、事務事業評価表の方に行きますと、委託費という形で、委託先はやはりこの社団法人ということでしょうか。

それから、補助金審査表の方でも委託料との区分が不明確で、委託化を含め検討というのは、その辺との関係ということなんでしょうか。

○住宅課長 ご指摘のとおりでございます。先ほどのご指摘にもありましたように、今、1カ所だけをお願いしているという点もありますので、改めて範囲を広げるというのを含めて、ちょっと今後検討していきたいと考えております。

○会長 今のと関連してなんですけれど、これ委託費は14年度が1万8,000円で、15年度、実績としては10万8,000円で、16年度計画、恐らくもう決算が出ているんだと思いますが、ふえていますけれども、これと補助金との関係というのはどうなっているんでしょうか。

この委託費というのは、具体的に直接この審査会にかかわることではないんですが、補助金との関係で見えていくときに、この委託費というのは、どのようなことで委託ということになっているんでしょうか。

○住宅課長 すみません。ちょっと今すぐには。

○会長 わかりました。では、また後ほどということでお願ひします。

ほかに何かございますか。

( なし )

○会長 補助金、今私の方からもちょっとご指摘させていただきましたけども、委託費という額もふえていますし、委託化の方向で検討されるということと、先ほど委員の方からお話が出ましたが、ほかの何と申しますかね、都の関係、そこら辺をもう少し委託化と

ということの中で、整理していただくというふうに受けとめるということによろしいですかね。

ほかに特にないようでしたら、よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次に76番をお願いします。

○事務局 団体の76番、南北バス運行経費補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 路線収支がけやき路線とさくら路線と書いてありますけれど、この適正利潤というのは、どうやって計算しているのでしょうか。あと、この収支余剰でけやき路線の方は43万円ほど計上されていますけれど、この場合にどこにこの収支じりがいくのかということなんですけれども。

○交通対策課長 私ども聞いておりますところでは、京王バスの決算の金額によりまして、キロメートル当たりの単価を定めまして、これに実際走った走行キロ数を掛けて、適正利潤を出しているということでございます。

○委員 あと、この収支の差額というのはどこにいくんですか。

○交通対策課長 黒字の場合には、京王バスと杉並区は折半でございます。

○委員 この黒字かどうかというのはどなたがチェックされているんですか、運送人件費等を含めて。

○交通対策課長 京王バスから報告書をいただきまして、私どもが審査をしております。

○委員 黒字という言葉が意味もあるみたいなんですけれど、そうしますと運行に係る収入と支出ということで、減価償却費等は一切考慮していないわけですね。

○交通対策課長 そのとおりでございます。

○委員 2分の1を京王バスと分け合っているというお話で、事務事業評価表を見ますと、受益者負担の見直し余地はというところで、「『すぎ丸』の需要が高い理由の一つは、100円という利用料金の設定である。これは、『すぎ丸』運行維持のための『会費』的な意味合いが強く、この変更は想定できない」。「100円の料金が『会費』的な意味合い」というふうに書いているんですけれど、これが先ほどの収支じりの2分の1を分け合うというような話からすると、ちょっと何か、会費で分け合うというのはよく意味がわからないんですけれど。



○交通対策課長 ちょっとご質問の趣旨が。申しわけございません。

○委員 結局、京王バスと杉並区がこの「すぎ丸」について、収入と支出、差額について、収支じりが余ったら2分の1ずつ分けるということですよ。事務事業評価表を見ますと、この収支のもとになる収入のところは100円という利用料金は、「会費」的な意味合いが強いということで、受益者負担については見直しをすることがないというふうな書き方をしているわけで、収入ととらえていないという意味ですか。

○交通対策課長 もちろん、収入なんですからけれども、我々の気持ちとしては、高齢者を含めて交通不便地域の方々によりよく使っていただくように、皆さんの足として考えていただきたいという思いから、そういう言葉を使っているのでありまして、当然、もちろん料金収入でございますので、現実的には会費ではないんですけれども、気持ちとして会費としてお預かりしたいという思いがこもっているものでございます。

○委員 私の言いたいのは、例えばここにも、「平成15年・16年度に黒字を計上することができた」と書いてあるわけですが、一般的に言って、「黒字」という言葉はもうかったという意味合いで、収支がバランスとれたという意味ではないと思うんですね。

それと、もし仮にその収支バランスがとれたという意味であれば、事務事業評価表の16年度計画ですか、事業費が1億1,000万円ほど支出が出ていまして、これは新路線ですか、その整備費とか書いてありますので、そういう意味で、「すぎ丸」の利用者が特定の地域の人しか利用できないということも含めて、受益者の負担の見直し余地がないと書かれている。その受益者の負担の見直しがあれば、補助金の金額にも影響するという意味で、何か黒字と言われると、ちょっと奇異な感じがするんですけど。

○交通対策課長 営業として考えれば、当然、世間一般では黒字というのは、イニシャルコスト等減価償却をして本来やるべきだと思っておりますけれども、コミュニティバスの場合には、その性質上、営業によってなかなか路線が開設されないところを、交通不便地域の方にご利用いただくために運行しているということから、なかなかイニシャルコストまで含めた黒字というのは難しからうということで、当初からその部分は除いてやっているものですから、委員のおっしゃることはわかるんですが、そこまで入れての黒字を目指すというのはなかなか難しいというか、現実的には困難であろうというふうに考えてございます。

○委員 杉並区に住んでいる住民といたしましては、前から、青梅街道それから区役所の官庁街に来るのに、個人的に区役所に来る場合も多うございまして、南北の交通網がなか

ったんです。実際に、遠回りをして乗り継いでくるというような実態がございまして、これは本当に住民の皆様の声だったんです。開通に当たり、たくさんの細かい停留所ができて、その界限の方がこちらに来たり、また、浜田山の方に行ったりということで、大変利用度が多くなったと、大変喜んでいるんです。高齢者なんか、特にそうですね。なかなか出られないのに、区役所、阿佐ヶ谷までお買い物に出られるとか、また浜田山に行ったりということで、私たちは大変うれしく思っております。

それで、今度さくら路線というのができましたけれど、これも私はまだ乗っておりませんが、その先にやはり発掘できない小さないろんな史跡があるんじゃないかとか、公園があるんじゃないかとか。それから、春夏秋冬としまして、桜が咲くころ、それから紅葉するころはどうだとか、いろいろ散策できるので、安い100円で行けるなんてとっても幸せかなと住民として思っております。

○委員 また、初歩的な質問になりますけれども、例えば補助金の予算額が14年度は1,800万円。これ、1,800万円ということは、ここまでぎりぎりに補助する場合は、都で900万円それから区で900万円、これは上限という意味ですね、予算内であれば。ところが、実際に使われたのが782万円ですから、実際は1,000万円以上残っているわけですね。この782万円というのを、都が50%それから区が50%負担でございしますか。

○交通対策課長 そのとおりでございます。

○委員 それで、15年度は1,100万円の予算のところを負担せずにとすることは、赤字にならなかったという、表現はおかしいかもしれませんがそういうことでよろしいわけですね。では、16年度は新しい路線を含めての恐らく1,600万円だと思いますが、これもやはり478万6,000円の補助で済んだわけですが、これにも都が半分、この額の半分ですね。

○交通対策課長 そのとおりでございます。

○委員 はい。そうしますと17年度は、これはかなり予算が多い感じはしますけれども、上限はここまでは補助ができるという、そういう構え方で予算が組まれたと思いますが、そういう解釈でよろしゅうございしますか。

○交通対策課長 そのとおりでございます。

○委員 それで、予算が残った場合は、これはどうなるんですか。次年度のほかの分野に使用するという、今のところで繰り越しというのもおかしいですね。

○交通対策課長 一般的に区の予算の場合には、残ったものは不用額として、繰越金とし

て区全体のお金に戻ります。

○委員 こういうふうに路線ごとの収支を出すというのは、それはそれで一つわかりやすいんですけども、中長期的なことになってしまうかもしれないんですけども、普通このようなネットワーク的なものというのは、一つの議論としては内部扶助をするのかしないのかとか、そういうところが一つの議論になろうかとは思いますが、特に公共性ということを考えたときに、内部扶助というのはどういうふうに考えるのかと。何かこういうふうに路線ごとの収支を出されると、ここで定義されているような黒字化ということが実現できないと、路線を開設しないのかどうかとか、その辺のところ、内部扶助等も含めていろいろ議論が起ころうかと思うんですが、将来的な区の方針としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○交通対策課長 私どもの立場としましては、交通不便地域の皆さんに営業的なレベルでの路線開設というのはなかなか難しいというのが現状でございます、やはり黒字化を目指すために路線を開設するのではなくて、やはり交通不便地域の皆さん方に少しでも足を供給したいという思いでやっておりますので、黒字化を目指して路線を開設という考えは今のところ持っておりません。

○委員 要するに、内部扶助というのは、もうかったところの収益をもうからないところの路線に回していくというような考え方なんですけれども、そういうようなこともトータルでそこまで考えるのか、そこまで考えて例えば路線を拡張していこうとするのか、その辺のところはどうなんでしょう。

○交通対策課長 今のところ、一つ一つの路線で、内部扶助的なことは考えずに一路線ごとに考えていきたいと思っております。

○会長 なかなか難しいところで、路線ごとの経営状態を見るというのは、一つ一つ経営効率化を進めるという点ではプラスの面もありますけれども、これは一応路線として別ですけれども、区と京王バスですか、これがやっているものとして、本当に別個にとらえていいのかわかるかな。その交通不便地域を解消するというのであれば、むしろ一つとして考えて、一種プールするといいますか、という考え方もあっていいのかなという気もしますけれども。そこは京王バスとの間の関係とかもあるのかもしれませんが、多分そういうようなことですよ。

ですから、今、けやき路線は、単年度収支では黒字になったけれども、それを黒字とは見なくて、もう一つのさくら路線と合わせてみれば、まだ、相当な赤字ということですよ。

ね。これはつまり京王バスの方にお金が行くというのがどうなるかという話にもなってくるわけで、そこをどう考えるかということはあるかと思いますが。これは京王バスとの関係の取り組み等もございましてしょうけれども、今後どういうふうに考えていくかということはあるかと思いますが。

あと、ほかにいかがでしょうか。なかなか交通不便地域を解消するという、もともとこういう民間のバスがなかなか進出しないところということですから、黒字にはなかなか、単年度はなったとしても、イニシャルコストの解消まではいかないというのはあるかとは思いますが、やはり受益者負担をどう考えるか。定額でいろいろな、高齢の方とかもいろいろ利用しやすいということもあるかと思いますが、その一方で、負担のあり方というのを、そのまま問わずに進めていいのかどうかということもあるかとは思いますが。

ただ、そういったことを、今後この事業、けやき路線は少なくとも単年度では黒字になったんですが、さくら路線が今後どうなっていくかということもあわせて考えていかなきゃいけない点、そういったことも含めて、この補助金をこういうふうに出すということ自体については、皆さん反対だとかそういうことではないとは思いますが、お考えいただかなければいけないところかなということじゃないかと思うんですが。という趣旨で皆さんご質問されたのかなと思っています。

よろしいでしょうか。ほかに。

○委員 このすぎ丸というのは、私、非常に利用しやすいものですから、週二、三回は少なくとも乗っておりますけれども、一律100円といいますと、シルバーの方がやはり半数以上おられるんですね。本来は、シルバーパスを使えば、ほかのバス路線では、都バスあるいは都営地下鉄であれば、その券で無料と言ってはおかしいですけども、自由に乗り降りができるわけですが、すぎ丸を利用する場合は100円を払う。お子様料金も、たしかなかったと思うんですね。ですから、子どもも大人も100円均一といいますと、私たちが想像しているほど赤字にはなりにくいような感じを私はもっておりましたけれど、今まで。個人的な意見ですけど。子ども料金はたしかなかったですね。

○委員 なかったですか。100円ですか。

○委員 100円均一だったと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。

それでは、次に行きましようか。次は、では80番ですね。

○住宅課長 すみません。その前に、先ほどお答えの漏れたのがありましたので。

○会長 お願いします。

○住宅課長 先ほど、高齢者アパートあっせんの事業の中の評価表の中の委託費の内容でございしますが、これはあっせん事業に付随した高齢者入居支援制度というのがございまして、その中で見守りサービスというのがあります。それは、週1回、高齢者の安否確認のために電話等を行うサービスです。もちろん、ご本人の希望によって、そういうサービスを提供するんですが、その際の委託しているNPO法人への委託費でございします。

○会長 じゃあ、この社団法人とは別ということになるんですか。

○住宅課長 はい、そうです。

○会長 そうですか。じゃあ、この事務事業評価表の中ではそこが示されていないという、私を見た限りでは。見落としていますかね。

○住宅課長 特記事項のところに、平成14年度から高齢者入居支援制度を実施というふうになっている、その入居支援制度の内容の一つでございします。

○会長 ここですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、80番ですか、お願いします。

○事務局 団体の80番、みどりの基金緑化活動助成金について説明。

○委員 事務事業評価表を見ますと、15年度の計画事業費が72万円に対して実績が12万9,000円ということで、人件費が計画では89万9,000円が実績で269万8,000円に変わってしまっていて、そういう見方をすると、総事業費に占める補助金の割合というのが非常に小さなものになってしまったんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○緑化担当課長 いわゆるよその基金、助成制度がありますけれども、そういったものと比べて魅力が少し少ないかなという感じはします。具体的には、補助の内容ですけれども、実際活動経費の2分の1を補助するというようなことと、あと、助成項目をある程度限定しているというようにもございします。そこら辺も考えていく必要があるかなというふうに思っております。

○委員 審査表を見ますと、問題点の中に対象・要件の類似というところにチェックが入っているんですけども、これは先ほどもまちづくり関係の何か助成金のときにも、お話があったんですが、それとの類似というふう理解してよろしいんでしょうか。

○緑化担当課長 おっしゃるとおりです。杉並区のまちづくり助成制度、それから東京都の方に公園協会の方のそういった基金助成制度がございます。

○委員 では、そのようなものと統合できないと理由というのはどういうことなんでしょう。これは、例えばみどりの基金への緑化寄附金を原資としているというふうになっているんですが、何か原資とかその辺のところの絡みもあるんでしょうか。

○緑化担当課長 そういうことでございます。杉並区みどりの基金の方は、主に寄附金を原資としております。まちづくりの方は、そういった寄附金ではないというような違いがあります。

○委員 あと、もう一つ、事務事業評価表の裏の方を見ますと、「助成の審査コストを軽減することが必要である」ということなんですけれども、大体どのくらいかかるか。例えば、一定金額の助成に対してどのくらいコストがかかるというようなことを考えると、大体どのくらいかかるんでしょうか。

○緑化担当課長 審査コストというのは、大半が審査員の方に対する謝礼でございまして、そういった意味では、単価が1人当たり1万二、三千円だったと思います。結果的に、4団体に対して助成しておりますけれども、ごらんのような金額、6万円、7万円ぐらいで、それに対して審査員3名をお願いしたり、昨年度は審査員の都合によってお一人だったんですけれども、そういった意味では審査謝礼代が結構かかったというようなことはあります。

○会長 いかがでしょう。これ、上限5万円となっていますけれども、寄附状況ということもあって、寄附金がもっと集まればこの上限をふやせるということだろうと思うんですけれども、そういうわけではない。

○緑化担当課長 ええ、そういうわけとは限りません。先ほど言いましたように、他の助成制度がございまして、まずそちらの方に申し込みをして、外れた分についてこちらの方に再度申し込むというような状況がございます。だから、他の助成制度で大半はもらって、助成項目によっては断られますので、それについて基金の方に申し込まれるというようなことで、こちらの方としては重複の助成は認めておりません。助成項目が違えば、その分は助成しますと、そういったことですので、大半は他の魅力的な助成制度を活用し、不足分はこちらの方にもちょっと申請すると、そういったような状況が見られます。

○会長 今、実際の運用としてそうなっているとすると、この助成金自体をより魅力を増すのに、例えば金額を引き上げるとか。交付対象の予定としては現在10ですけれども、実際4団体ですよ。やはりこういうようなものの場合、先ほどまちづくりの補助金の方もそ

うだったんですけども、ある程度競争性を持たせて、そのかわりに額を少し多くするとかということで、もう少しこの助成金をよりうまく活用してもらえるような、そういう工夫というのをやる余地があるのかなのかという点ではどうなのでしょうね。

○緑化担当課長 一応先ほど言いましたように、助成比率といたしましては、活動費の2分の1というふうにしておりますので、これを助成項目によっては、例えば資材費、こういったものについては100%出しますというような、そういった助成項目の見直し、それに関する助成比率の見直し、そういったことをやっぱりしていくことも必要かなというふうに思っています。他の助成では100%全部出しますというところも結構ありまして、そういったところに比べますとちょっと厳しいかなと。活動をすればするほど、お金、自分たちの手出しもふえてくる。そういったような状況はよくあります。

○会長 あと、こうしたみどりのボランティアという活動そのものの性質を考えた場合、この補助対象となるその費目の設定自体がどうか。例えば、別にこういうものを設けた方がいいとか、今言われたようにこの費目については100%認めた方がいいとかという点ではいかがでしょうかね。

○緑化担当課長 助成項目については、いろいろ我々も他の助成制度を参考にしながら考えていったんですが、その中で、交通費と通信費、これは認めているところが少なかったものですから、杉並区の方でもそれはもう認めないということにしておりましたが、実際、実情を見ますと、交通費とか通信費、こういったものをぜひ助成してほしいという要望はかなりございます。

○会長 こういう個々の活動に対して補助金を出すときにどういう費目を設けるかというのと、あと、例えば今ずっとこの団体の補助金を見ていますけれども、団体に対して運営費などに補助金を出す場合には、いろんな費目に使われているわけですね。今言われた通信費や交通費、そういうものにも、さまざまな、団体によっては額の設定も全然違ったりするという中で、こういうボランティア事業に対する出し方として、どういう出し方がふさわしいのかというものはあろうかとは思いますが、より使い勝手のいい、この補助金そのものをきちんと進めていくには、使い勝手のいい仕組みということを少し考えなければいけないのかなと。

最初、委員の方からもお話がありましたように、少額でむしろ補助金額に比べて非常に事業のコストがかかっている、総事業費のコストがかかっているという点なども考えますと、少しそこら辺をきちんと考え直さないといけないような気がいたします。

環境を重視するという考え方の中で、この補助金そのものについては今後もきちんと育て上げていこうというお考えなんだと思いますけれども、ただ、なかなか、寄附の状況とか、そういう使われ方ということも考えますと、一層検討していただかなければいけないことだと思いますが、ほかに特になければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。それでは、次に81番ですね。よろしくお願いします。

○事務局 団体の81番、環境配慮行動拡充事業補助金、83番、環境管理システム構築支援補助金について説明。

○会長 81番のこのすぎなみ環境カエルクラブですけども、事務事業評価表ですと、15年度の段階では会員登録数が60名ということですが、現在、大体何名ぐらいになっているのかということと、この会則を見ていると、必ずしも区民でなくても加入できるんですかね。実際、区民の比率がどうなっているのか教えていただければと思いますが。

○環境課長 今現在の会員数は166名でございます。もう、9割以上が区民の方になってございます。

○会長 任意団体になるんですね、法人格は持っているわけではない。

○環境課長 法人格は持っておりません。

○委員 これ、事務事業評価表の1枚目の下の方を見ますと、「学校との連携が不十分である」ということですが、現在の会員数で学校関係で入ってきている方というのは、大体どのくらいおられるのでしょうか。大分これが強まると相当数会員数がふえるというふうに予測されているとは思いますが。

○環境課長 今、数字は持っていないんですけども、やっぱり学校関連の会員は今少ないということでございます。ただ、やっぱり学校ですとキッズISOなんかありますので、そういったところともやっぱり連携を図っていきたいというふうに考えてございます。できるだけそういったものを強化していきたいというふうに考えてございます。

○委員 あと、もう一点、これは定期総会議案集という、この緑色の資料ですけども、この中で25ページ目の16年度の事業費会計報告に関するところですが、これは個人的印象なのかもしれないんですが、事業費合計が大体200万円弱というところですね。それが200万円ぐらいで、記念イベントに70万円を使っているというのは、これはこのときに確かにその6名新入会員があったということですが、個人的にはもう少し地道な活動にお金を使



った方がいいような気もするんですが、記念イベントにこれだけの額を使うというのが適切なかどうかというのは、どうでしょうか。

○環境課長 これは環境カエルクラブの2周年の記念イベントということで講師料にこれだけのものがかかっていますので、今後につきましては、こういったことについてはもう少し適切に運営できますように配慮していきたいというふうに考えてございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。この活動で、具体的な成果指標のところにも会員登録数しか出ていないんですが、どういうことが成果として出てくるのかというのが、どういうふうに説明されることになるのでしょうか。いろいろな区民が参加してということはよくわかることはわかるんですけども、にわかにはわかりにくいところがあります。

○環境課長 区と区民と一緒にやっているような事業で、クリーン大作戦だとか、それから環境配慮行動ですと環境博覧会だとか、できるだけ区民の力を使って、区民が主体になって実行していただきたいという趣旨で、こういった活動をしていただいているところですが、まだ、住民が育ち切っていないというところがありますので、これについてはもうちょっと工夫をする必要があるかなというふうに考えてございます。

○会長 今飛ばした82番の方にはNPOがあるんですけども、この環境カエルクラブというのでもNPO法人化を目指すということなんですが、既存のNPOであるとかなんとかという団体に例えば補助金を出すとか委託でやるとか、そういうようなことをとらずにこういう形にしたというのは、やはり区民全体に広がりを持たせるということもあろうかとは思いますが、あるいは、既存のいろいろNPOとかで、いろいろ区民の参画というものを進めていくという手も、これは政策の判断の話になるのかもしれませんが、当然この補助金を出す以上は比較して、どちらがより効果的かということが問われてくると思うんですね。そこら辺、よく見えにくいところもございますので、もし何かあれば一言いただきたいと思うんですけども。

○環境課長 できるだけ区民主導でこういった活動をしていただきたいという趣旨でございまして、これにつきましては、もう少しこの辺活動が活発になるように、こちらからもサポートはしていきたいというふうに考えてございます。

○会長 区民主導であれば、区民の方から出てきたNPOとかというのをもっと活用するというのもあろうかとは思いますが。わかりました。

ほかに何かございますか。83番の方はいかがでしょうか。ISOの取得の関係ですよね。新しく本年度からの事業ということになりますけれども、2件ほど応募があったというこ

とですね。

これまで、ちょっと私がちゃんと見ていないかもしれませんが、このISO14001の杉並区内の取得状況とかというのは、どんな状況でしょうか。

○環境課長 こちらで把握したデータはないのでございますけれども、ISO自体はある程度事業者の間で広がっている部分がございますので、こちらでは10件ほどそれがあるのではないかと数聞いてございます。

それからもう一つの、この簡易の方ですけれども、これはエコアクションあるいはエコステージといいまして、ISO14001の簡易版ということで、これはこれから広げていきたいというふうに考えているものでございます。

○会長 これについてはいかがでしょうか。ISO認証取得の助成については、ほかのところもやっているということもありますけれども。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。それでは、次にまいりたいと思いますが、82番ですね。では、82番、よろしくをお願いします。

○事務局 団体の82番、特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金、84番、集団回収事業補助金について説明。

○委員 この82番の方で、16年度から集団回収事業を行う団体に補助する方式というので、補助金決算額が激減していますけれども、その分が団体の84番の16年度に計上されていませんけど、これはどういうふうに見ればいいのでしょうか。

○ごみ減量担当課長 集団回収の補助金は、16年まではすぎなみ環境ネットワークを通じて各集団回収団体に補助しておりまして、17年度、今年度から区から直接支払うような形態で、16年度までは環境ネットワークを通じて支払っています。

○委員 16年度の補助金決算額が大分下がっているものですから、15年度まで。

○ごみ減量担当課長 16年度途中から変更しております。84番の補助金決算額を、記載ミスしておりまして、実際は2,780万円です。申しわけございません。

○委員 それを入れても大分、両方を足しても金額が14年度に比べて下がっていますが、これは何かほかの要因があるんですか。

○ごみ減量担当課長 15、16で下がったのは、それまでにすぎなみ環境ネットワークの方で環境の区民向けの講座を補助金の中でやっていたのを、16年度からは補助事業じゃなく

て委託という形でするようになりましたので、実際に予算額で2,100万円ほど、16年度は15年度よりは減っているという形になっています。

○委員 あと、82番ですけど、補助金と書いてありますけれど、これは内容を見ているとリサイクルひろば高井戸の管理運営費と不用品情報コーナー事業費の何か委託費みたいな書き方をされているんですけど、そういうことではないんですか。

○ごみ減量担当課長 実際に、リサイクルひろば高井戸については、建物をすぎなみ環境ネットワークのリサイクルの自主事業と区の委託事業の場所として提供していますので、その建物の管理運営費のもろもろと、あと実際に、不用品情報コーナーというのは、コンピューターのホームページを使って、不用品を提供する人と不用品を必要とする人の情報交換をするようなものの維持ということが主な事業になっていまして、必ずしも区としてすべて事業をしているばかりじゃなくて、環境ネットワークの方で自主的にやっている委託事業の中から全体の運営費も出したりしていますので、必ずしも委託事業ということではないと思っておるんですが。

○委員 一部の補助金ということになるんですかね。収支決算書を見ると、収支差額が結構出ていますし、16年度で930万円ですか。それから、期末正味財産で2,318万円ほどあるものですから。あと、それから、正会員等の会費を減額しているという意味で、何か補助金だとするとどうなのかなという気がしたものですから。

○ごみ減量担当課長 委託に振りかえられるものを15年度から16年度に委託にしていく関係で、管理運営費については、17年度368万6,760円、16年度の管理補助金は321万3,600円で、事業の補助金は230万9,400円になっています。

補足いたしますと、16年2月の段階でこの環境ネットワークがNPO法人化された段階で、NPO法人への人件費を含めた補助というのは行わないという区の原則的な立場がありますので、委託に切りかえられるものについては委託にすべて切りかえまして、そのうちの残った管理運営費ですとか不用品情報コーナーなどでは、個人情報の扱いの関係で、区が直接行うよりもこういう団体が行った方がスムーズに運ぶものについては補助金という形で残しておりまして、この二つについては補助金として継続し、委託にできる講座等についてはすべて委託の方に切りかえたものでございます。

○会長 このNPOは環境情報館を管理委託で管理運営しているということですよ。例えば指定管理者制度とかに、今後変わっていく可能性はいかがでしょうか。

○事務局 荻窪の環境情報館につきましては、今のところは指定管理者というのは検討の

俎上には上がっておりません。

○会長 そうですか。ほかにいかがでしょうか。

委員からご指摘もあったように、繰越の収支差額の問題と補助金の関係ということも出てこようかとも思いますけれども、ほかに何かご指摘いかがでしょうか。よろしいでしょうか。84番の方もよろしいでしょうか。

○委員 84についてお伺いしたいんですが。

ごみ収集車が私どものところへ参りますけれども、区内に260の団体があるんですけれども、例えば紙とかいわゆる燃えるごみ、そういったものが私どものところは週2日来まして。それから、段ボールであるとか、あるいは新聞という、いわゆる資源ごみというのが火曜日に1回来まして、それからいわゆる燃えないごみという形で、今まであったんですけれども、最近では家内が、分別がかなり細かくなって私ではとても手に負えないと申ししております。これはリサイクルできる、これは燃えないごみにしなきゃいけないという、そういう形で分けたものを所定のところへ出すわけですけれども、収集車が来るわけですね。これはその収集車に対する3,000万円というのは補助になるんですか。

○ごみ減量担当課長 これは、集団回収といいまして、集積所の回収でなくて、町会単位であるとか子ども会であるとかP T Aの方が実際に業者と契約をして、紙パック、びん、缶等について、月に何回か地域で集めていただいたものを業者が回収に来たときに、その重さ、回収量に対して、区の方から団体に補助金をキログラム当たり6円支払っているお金です。ですから、通常集積所回収で区がやっている事業とは、全く別のものです。

○委員 私は成田東二丁目に住んでおりますけれども、例えばプラスチックで折り畳み式のケースがありまして、その中にびんとそれから缶というのを分別しますね。それもやはり収集車じゃなくて、集団回収ですか。

○ごみ減量担当課長 それは、区の清掃事業で行っている回収です。

○委員 そうしますと、私には、こういう仕事をしているのが見えてこないんですが。260団体あるわけですから、当然私どもの地域にもあるはずなんですけれども。

○委員 町会とか、町会の中の婦人会とか、いろいろなところで皆さんが集めて、そして、物によってですが、1キロ幾らとかという計算で、今お話がありましたように、お金をもらうということで、その収益したお金は皆さんの町でいかように活動に使うかということでやっているんじゃないかなと私は思うんですけれども。

○委員 まるっきり、別個ですね。

○委員 はい。

○委員 そうしますと、私、再三申し上げているわけですが、荻窪の地区センターで世話になって、最近もう余り行っていませんけれども、それが土曜日でしたか、缶か何かをご婦人たちが四、五人でつぶしている作業をしておりますけれども。それはセンターの中で出る缶ジュースであるとか、そういったものの缶をつぶして、今おっしゃったように、目方で何らかの形で収集していただくというふうな形だと思うんですが、そういう団体が私の近くには、私はもう余りにも表へ出ないせいもありましようけれども、どうも心当たりがないんですね。区内で260であれば、例えば成田東一丁目あるいは二丁目、そういったところは少なくとも1カ所ぐらいあって当たり前だと思うんですが。

ですから、その辺がちょっと、わからないんですね。それに対する援助が、そこから収益があるわけですから、それに対してさらなる3,000万円という助成というのを一応組んでおられるという、そういうところは私には理解しかねるので、申しわけないんですけれどもお教えいただければと思います。

○ごみ減量担当課長 集団回収事業というのは歴史がかなり古くて、実際に地域の子ども会等で活動する資金を、例えば新聞紙であるとかアルミ缶等有価で引き取る業者がいるものについて、実際にその業者さんと取引を直接して始まったものを区全体に広げていく中で、そういった事業を推進していこうということで、その年々で変わってはいるんですが、区として報奨金を支払って、事業を拡大してきた時代があります。

一方で、リサイクルの需要というかごみを減らすという関係で、東京都の清掃局がそういうごみの集積所に出ている、びん、缶、古紙等についての回収事業を平成11年度から区内全域で始めるようになりました。そういった地域の活動というのが幾つかあったものが、集積所の回収が始まった結果、半分以下に激減したというような経緯がございます。

ただ、一方で、集積所で回収することについては、例えば資源の抜き取りであるとかさまざまな問題がございまして、そういったものに対応する中で、地域で集団回収をしていただくことによってリサイクルを進める一方、地域のいろんなおつき合いみたいなものが始まるような形で、集団回収を、区としては、お願いして広げていきたいというふうに考えております。実際に清掃事業でやっている集積所回収はこの集団回収事業とは別のもので、性格的にいけば、できれば地域でもっとリサイクルを進めていただいたり、いろんな地域の課題に取り組むきっかけになればというふうに考えております。

○委員 今年度からですか。

○ごみ減量担当課長 今年度から、区が直接団体にお支払いする形になったわけです。

○会長 これは、ほぼ区内全域でできているんですか。まだできていないところもかなりあるんですか。

○ごみ減量担当課長 10世帯から始められますので、団体が260あったとしても、区内全域を全部カバーするところまでは、まだ行っておりません。実際に、最盛期には500以上の団体がやっていました。そういったものは、清掃事業でリサイクルを始めた結果、減ってきたというような経緯がございます。

○委員 そうだったんですか。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に、85、86をお願いします。

○事務局 団体の85番、エコ・シール運営委員会補助金、86番、レジ袋削減推進協議会補助金について説明。

○会長 はい。これはいかがでしょうか。

○委員 85番ですけれど、補助金予算額を17年度から大幅に減額したというふうに記載されていて、補助金の決算額そのものは、16年度も17年度の大幅に削減した予算額を下回っていますけれど、これはどの辺、どういうふうに見ればいいんでしょうか。

○事務局 ただいまの質問でございますが、まず17年度に大幅に予算額を下げたのは、これは当初、レジ袋の枚数を区内で1億6,000万枚～9,000万枚と見込んで、そこからマイバッグの持参率を掛け合わせてシール負担金を出していたんですが、事業実施後2年たちまして、ある程度、実績に応じた形で17年度は予算を計上してございます。

2点目の、16年度と比べてまだこの金額が多いというご指摘につきましては、これはどうしても、ポイント制度によくあることですが、年度がたつに従ってお客様の換金率が上がっていったりとか、そういったことを見込みまして、今回の金額を計上しております。

○委員 マイバッグ持参率を見ても目標が60%で、現状は事務事業評価を見ると成果としてはその半分ぐらいでしょうか、30%ぐらいでしょうかというふうになっていると思うんですが、これで事務事業評価表を見ていて、住民の意見の中に「利便性を考慮したレジ袋に代わる袋の開発」というのがあるんですけれども、こういうのも結構有効な一つの手段なのかなという気もしたんですけれども、この辺のところは、改善策として、具体

的にどういうことをお考えなんでしょうか。

○事務局 例えば、レジ袋を断る方にお弁当を入れるのがなかなか難しいとか、そういったご指摘がありますので、例えば今年度のテストは、区の職員を対象に、お弁当を入れる専用のマイバッグを製作したり、そういった形をモデルケースで進めております。

○会長 それができているんだったら私も一つ欲しいなという気がするんですけど。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 いわゆる補助金についてでなく私個人の意見なんですけれども、私は趣味が非常に多くて、そのうちの一つに園芸があるんですけども、これは具体的に言いますと、西永福に非常に安い花屋さんがありまして、そういう袋を持っていかない場合は10円とるわけです。ですから、私なんかは袋がたまっていますから、そこへ行くときには必ず畳んだものを用意して、園芸の花であるとか、そういったものを買ってくるわけです。

ですから、区内のスーパーでも、レジ袋に例えば10円なら10円という金額を付加すれば、ほとんどの人が余分に残っているものをあらかじめ用意して行ってそこに買った品物を詰めて帰るといふ、そういうことになれば、急激にこのレジ袋というものは削減できるんじゃないかと思えます。これは全くこの補助金には関係ないんですが、そういうふうなことを一つ、やはり試みとしてなさったらばいいんじゃないかというふうに思っております。

それと、少し高額であっても、きちんとした袋があれば、そういったものを購入しておいて、そこへ行くたびにその袋を持参の上で購入するという方法もあるかと思えます。

○委員 私たちの年代層から言いますと、その袋はわざわざつくらなくても、たくさん家庭にございます。最近は習慣になりまして、大事なバッグの中に必ずその袋を入れて持つようになっておりますから、そういう点では節約できるんじゃないかと思えます。ただ、若い人が、持って歩くのが嫌だというような、いろいろ問題もあります。

○委員 家内も折り畳みのバッグを、使っています。

○委員 ただ、さっきおっしゃった、お弁当を持って帰るのに、あれはここごろの幅の長いのではつゆがこぼれたりしても曲がってしまいますから、正方形的な、何か安定的なものをつくることは必要かなと。何か行政の職員の方がそういうのをつくられたというお話を聞いております。

○会長 すぐに浸透すればよろしいんでしょうけれど、なかなか難しいということなんでしょう。これは区としても非常に重要な政策として喫緊に進められていることだと思いますので、こういった補助金の問題だけではなく、いろいろな、政策的にうまく円滑に進め

られるようなことをやっていただくということになっていこうかと思えます。

ほかに、特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。それでは、次に87、88、それから個人のですけれども12番、きょう、机上配付という形にされているものもあわせてお願いします。

○事務局 団体の87、私立幼稚園等補助金、団体の88、幼稚園教育研修会育成補助金、個人の12番、幼稚園等園児の保護者に対する補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

幼稚園の関連ということで三つ続けてやっていただきましたけれども、個人のものから、最後の個人の12番については性格がやや違うところもありますが、いかがでしょうか。

87番については、特によろしいでしょうか。

88番につきましては、大分前ですけれども、1園当たり平成12年度から助成額を3万円から2万5,000円にしましたけれども、繰越金が80万円程度、かなり続いているということで、今後削減の方向で検討されるという考え方を示されているようですが、この点はよろしいでしょうか。

それから、個人の方の12番につきましては、まず、1,000万円以上の所得がある者について、その補助金を適用除外とするという考え方。それから、補助金だけの話ではなくて、幼稚園の保育料ということですか、区立と私立をそろえれば、私立の方にそろえるということで、それに応じて段階的に補助金を支給するという考え方ですから、その点で補助金にかかわってくるわけですけれども。それから、私立の入園料助成金を引き上げるという方向を出されているということで。これまでは、所得は全然考えられていなかったということですね。

○学務課長 学務課長でございます。

区立幼稚園については、所得にかかわらずという形でございます。

○委員 この個人の12に関してなんですけれども、最後に三つの方針に基づいて今後改革を行うということで、特に2番目のところで、これはこういうような改革が実行された後、これまでと比較して、区立幼稚園へ行く場合、比較的これ、補助金との抱き合わせという形になっておりますけれども、比較的所得低な方々の負担の変化というのはどういうふうになるのでしょうか。ある程度シミュレーションされていると思うんですけれども、その



辺のところはどういうふうになっているか。

○学務課長 中堅所得者までということで申し上げますと、余り、特に低所得者の部分については、ほとんど変わらないと思います。中堅所得者から若干負担がふえていって、それから高額所得者になれば、これはもう、私立並みの負担をしていただくという中での話になってくるということで、こういうことをやっていく中では賛否さまざまなお意見を今後いただくことになっていこうかなと思っております。

○会長 これは、まだ、たたき台ということで、どのぐらいの段階だと考えればよろしいんでしょうか。

○学務課長 まだ、教育委員会の中で議論しているという段階ではございません。ですので、これが俎上に上がるとしても、意思決定まではさまざまな、内部としての検討も必要な段階という資料でございます。

○会長 例えば今年度じゅうに決まるとか、そういうようなことでは全然ないというわけですね。これは保育料とかそういうのにかかわってきますから、かなり時間はかかるかと思えますけれども。

○学務課長 補助金の見直しにつきましては、基本的には今年度検討をして、来年度実施ということになっております。そういう中で、段階的な実施というものも考えられるかなというふうに思っております。例えば、年収1,000万円を超える部分については直ちにやるとということが考えられようかなというふうに思っています。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○政策経営部長 これにつきましては、今そういう教育委員会の意向ではあるんですけれども、この補助金適正化審査会で何をご審議していただくかということから申し上げますと、やはりこれが一つの現時点での案とすれば、適正化の方向性というものがどういう方向がよろしいのかなというのは、やはりこの審査会の中でそれなりの方向性を出していただいた方が適切なのかなというふうに考えています。あくまでも、教育委員会としては今後検討するというんですけれども、たまたまこれだけが検討のタイミングが合っていなかったということがあって、逆に言えば、それだけ難しい課題ではあったんだろうというふうに思っているんですけれども、この審査会の中でやはりそれなりの方向性を出していただく。それは、どういう形でやるかはもう、もちろん皆様方のご判断ですけども、そういうふうに事務局としては考えています。

○会長 一応確認させていただきましたけれど、審査表に載った以上は区の側から出して

いただいたものとして、我々としてはこれをどう考えるかという意見は明確に示す必要はあろうかと思えます。これは、区立と私立の間で、ある意味でどちらか選択できるという話ではなくて、区内の幼稚園数でいきますと、何割ぐらいが私立幼稚園ということでしたか。

○学務課長 私立が45で区立が6でございますから、9割が私立という状況でございます。

○会長 つまり、区立幼稚園に入園させようとしても、実際にはなかなか難しいという現状の中でどう考えるか。それから、そのときに当然その負担が違ってくるということで、公平性ということが問題になってくると思いますが。

また、もう一点は、受益者負担といえますか、所得に応じた受益者負担といえますか、応能負担といえますか、実際その年収によって、低所得者が年収1,000万円以上の比較的余裕のある世代であるかによって、負担に差をつけるという考え方は当然あろうかと思えますが、その考え方を示されているわけです。

私の印象からいきますと、ここでの議論では、所得の差などに応じて段階的に設定し、それに依るといえますか、まず区立と私立の保育料というのもそろえた上で、負担増になる低所得者についてはやや厚めに補助金を出して、それから、比較的高額の所得者についてはきちんとそれなりの負担というものを求めてもいいのではないかという考え方が今までのここでの議論でもあったと思うんですけども、考え方の方向性としていかがですか。これ、政策的な判断で、かなり重要な話になってくると思うんですね。具体的に、ここで幾らの額とかそういう話にはならないんですけども、部長が言われたように考え方の方向性としていかがなものかということをお我々としても少し示しておいた方がいいと思えますが。

○委員 こういう理由のところの3点を適用しました場合に、補助金の決算額としてはどういう数値になるんですか。

○学務課長 財政的な影響ということで申し上げますと、この3点をセットにいたしますと、9,000万円ほどの財政的な効果が上がるという試算を持っております。

○委員 幼稚園に関する事務事業、それから補助金、こういったものは非常に区の財政に与える影響は大きいと思うんですけど、先ほど言われた能力に応じた負担をすることによって、区の財政に影響、負担を減らす。それから、区立が1割ですか、私立が9割もあるという状況で、それに行きたくても行けない人に対する負担の格差ですね、公私負担の格差を是正するというのも必要ですし、それから、受益者負担という考え方からも、区の

財政を減らすためにも、こういった対策が必要だと個人的には思っています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 個人的には、やはり能力に応じた負担というのを考えるというのは、重要なことだと思います。ただ、もう一つ関連で、こういうふうな改革をした場合に、区立に行っても私立に行っても同じような負担ということになってくると、例えば教育内容自体、こういったものが私立だと独自性を出したりするようなどころもあるかとは思いますが、その辺のところの共通性とか、ある程度最低限ここはそろえるべきであるとか、今まで以上に厳しく問われるのではないかと思うんですが、区の方針というのはどういうふうにお考えなんでしょう。

○学務課長 現在、就学前教育というのは課題にしておりまして、それで、私立幼稚園も区立幼稚園も入った検討組織をつくりました。その中で、就学前における教育の目標とそれから実施プログラムというものをともに検討して、つい最近まとめたところでございます。今後それに基づいて、私立も区立も同じ目標を持って取り組むという素地は今つくった段階でございます。ですので、同じことをやっていくのであれば、同じ負担でもよろしいのではなからうか。もちろん、私立の独自性というのはございますから、なかなか縛りはかけにくいところはあるかもしれませんが、少なくとも公立はそれでやっていくということになれば、多くの私立がそれに追随してもらえれば、基本的にはその後は変わってこなくなってくるのではなからうかというふうにご考えております。

○会長 私立の方もあくまでもこれは平均額で出されているわけで、いろいろ幅があろうかと思えますし、独自の、よりプラスのいろいろな取り組みをされていけば、それなりの料金を求めるということもあるでしょうし、ミニマムで求めていく部分とその独自性ということが問われてきますし、それは恐らく区立の方もこういうふうなそろえていったときに、いい意味での競争といいますかね、そういう独自性を求めてというようなことは出てこようかなというふうにも思えます。ここに出されているような考え方というのは基本的にはよろしいということで、ご了解いただけますでしょうか。

まだ、内部でご検討中ということですが、考え方としてこれは補助金全体の考え方にも通じてくる場所ですので、より一層強く、早く進めていただければと思います。

団体の87、88それから個人の12というところにつきましては、よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次に最後ですが、4件ほど社会教育スポーツ課のものがありますが、

どうでしょうかね。四つまとめていきましょうか。お願いします。

○事務局 団体の89番、学校開放連合協議会補助金、団体の90番、区立小・中学校PTA連合協議会補助金、団体の91番、文化団体連合会補助金、団体の92番、体育協会補助金について説明。

○会長 はい。ありがとうございます。

時間が、大分超過して申しわけないんですけども、89番ですけども、これは審査表の方でも委託料との区分が不明確だということで、運営費の補助金ということで、こちらの資料などもありますけれども、実際こちら辺が補助金と委託金で費用がどういう関係になっているのか。基本的にはここに示されている方向でよろしいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

90番のPTA連合協議会補助金については、いかがでしょうか。

○委員 小・中のPTA協議会ができましたのは大分前ですよ。私の記憶にありますのは、子どもが中学の1年のとき、協議会ができたと思うんですけど、そのときには、まだそういう補助金なんていうのはなかったんじゃないかなと思うんですが。できたのはそのころでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 社会教育スポーツ課長でございます。

できたのは大分古いということで、今ちょっと発足の資料は持っていないんですけども、連合会ができたのは、委員がおっしゃったような時期かなと思っております。

それから、連合会でいろんな活動を協働でやっているということで、その記憶ぐらいかと思うんですが、細かい資料はちょっと持っておりません。

○会長 いかがでしょうか。小学校と中学校の2団体ですね。これ、単年度だけを見ても、繰越金との関係で補助金の額が適正かどうかというのは、なかなかわからないところですけども、そこら辺がずっと110万円という枠で来ておりますけれども、その点が若干気になりますけれども、PTAに対してある程度こういう補助金が出されているということに関してはよろしいでしょうか。

○委員 この89、90ともにですけども、歳入が626万円。これは15年度でしたけれども、補助が118万円ですね。そうしますと、この500万円余りは、どういうところからこの協議会へ入ってきているんでしょう。

○事務局 先ほども説明をさせていただきましたけれども、こちらの団体の歳入につきましては、別途委託契約を結んでいる477万円という契約があるんですね。その歳入が入っ

てございますので、区の補助金は118万1,000円でございますが、その477万円プラス、あと繰越金等が若干あるという形での600万円台でございます。

○委員 この477万円も区から出ているわけですか。

○事務局 ええ、区と委託を、契約を結んでございます。

○委員 委託契約という形。わかりました。そうすると、90も同じことですね。

○事務局 90番につきましては、歳入の関係でございますが、別途PTAの連合協議会の方で、小学校、中学校とも会費の徴収、こちらの方を小学校で言うと40円、中学校が80円ですか、それぞれ徴収をしているという形をとってございますし、小学校は1校当たりでも2,000円ばかりいただいているというのがございますので、その辺の収入があるという形でございます。

○会長 ただ、こういう団体で、どれだけ会費とか、こういう補助金との関係というのを考えるかという点はあろうかと思っておりますので、やや繰越金が多いということも申し上げましたけれども、自主的な団体として、これはなかなか家庭から、何十円かずつとるという話でしょうけれども、どれぐらいの水準が適正なのかというのものもあるかもしれませんが、より自主性が高まるような方向に持っていくことが望ましいのかなというふうには思いませんけれども。よろしいでしょうか。

あと91番、92番、それぞれ文化団体連合会、体育協会という、これ実際には、この文化団体連合会、体育協会のもとにいろいろな団体が入っているかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

特に文化団体、まあ、体育協会の方もそうかもしれませんが、こういう団体とか協会に加盟している団体で、それ以外に類似した団体で当然ここに入っていないと、補助金の恩恵といいますか、そういうのを受けない団体との関係とかというのを問われることもあるんですけれども、そこら辺は所管としてはどのようにお考えでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 基本的には文化団体も体育協会も加盟していただくという形をとっているんですが、中には、独自活動を自分たちでやるという組織もございます。ただ、別な意味で、例えばそれが本来の文化に貢献するということであれば、区の後援を出しまして、その施設の使用料等が半額になるとか、区の共催をやるとかそういう形で、その辺の自主活動については援助しているものでございます。

ただ、全体の中では、やはりいろんな連合を組んで、区のいろんな行事等がございますので、これは職員がやったら大変なものでございまして、非常に寄与されているというこ

とで考えてございます。

○会長 何か、これに関してはいかがでしょうか。

○委員 例えば私どもの育成委員会の事業で、スケートがございまして。そういう講師の先生はこちらから出ていただいているような気がいたしますがいかがでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 このほかに体育指導員がおりますので、具体的にどのようなかわかりませんが、基本的にそのスポーツに関しては体育協会のスケートについては委員の方がいろいろ教えてくださったりしておりますので、その辺とのつながりも非常に区のスポーツ振興には寄与しているものと考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、きょう扱うべきものは一通り見渡してきましたが、最後に今後の進め方というところで事務局の方をお願いします。

○財政課長 それでは、長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございます。

今後の進め方について説明。

○会長 ということで、その点ご協力お願いできればと思います。

大分、時間も過ぎてしまったので、きょうはこれでおしまいにしたいと思います。

では、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。